

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（ＳＢＴ）認定取得
事業補助金交付要綱

（目的）

第１条 この要綱は、予算の範囲内で高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（ＳＢＴ）認定取得事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、中小企業等の脱炭素経営を促進し、温室効果ガス排出量の削減を図ることで、地球温暖化の防止に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （１） 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成１０年法律第１１７号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する温室効果ガスをいう。
- （２） ＧＨＧプロトコル 事業者の温室効果ガス排出量算定及び報告に関する国際的な基準をいう。
- （３） ＳＢＴ パリ協定（世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて２℃より十分低く保ち、１．５℃に抑える努力をすることを掲げる国際的な枠組）が求める水準と科学的に整合した、５年から１５年先を目標として企業が設定する、温室効果ガス排出削減目標をいう。
- （４） ＳＢＴｉ 企業における、ＳＢＴの設定を支援・認定する、世界自然保護基金（ＷＷＦ）、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（ＣＤＰ）、世界資源研究所（ＷＲＩ）、国連グローバル・コンパクトの４者からなる共同組織をいう。
- （５） 中小企業者等 次に掲げる事項のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条に準じ、別表第１に規定する会社及び個人
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項第１号から第９号までに規定する団体

ウ 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する法人

エ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する法人

オ 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 113 号）第 2 条に規定する独立行政法人国立高等専門学校機構、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人

カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する一般社団法人又は一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 1 項に規定する公益社団法人又は同法第 2 条第 2 項に規定する公益財団法人であって、中小企業基本法第 2 条に規定する主たる業種に記載の従業員規模以下のもの

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク 青色申告を行っている個人事業主

ケ その他、高松市長（以下「市長」という。）が適当であると認める者

（6） 事業所 市内に所在する工場又は事務所その他の事業場をいう。

（7） 受託者 この補助金の申請者である中小企業者等が、温室効果ガス排出量削減目標設定等を行うにあたり、外部委託費用を支払う相手先の事業者をいう。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件に適合する者でなければならない。

（1） 中小企業向け S B T 認定基準に相当する温室効果ガス排出削減目標を設定する者で、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

ア 市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等

イ S B T i の定義する中小企業向け S B T 認定の申請要件に該当していること。

ウ 法人情報及び個人情報等については、高松市中小企業向け温室効果

ガス排出削減目標（ＳＢＴ）認定取得事業（以下「本事業」という。）

の遂行に必要とされる範囲に限り、本市が使用することに同意すること。

エ 本事業の補助対象者として法人名が公表されること、及び本事業により得られた成果等について本市ホームページ等へ掲載されることに同意すること。

（２） 市税の滞納がないこと。

（３） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）でないこと、暴力団関係者（暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第２条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）でないこと。その他不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を行う者でないこと。また、法人にあっては、役員のうち暴力団員に該当する者がいないこと。

（４） 公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

（補助事業の要件）

第４条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものとする。

（１） 温室効果ガス排出量の現状把握は、ＧＨＧプロトコルに基づくものであること。

（２） ２０３０年に向けた中小企業向けＳＢＴの認定基準に相当する温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた方向性及び削減計画の策定を行うこと。

（３） 補助事業の完了後、中小企業向けＳＢＴ認定を取得すること。

（補助対象経費及び補助率）

第５条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

（１） 別表第２の２に掲げる補助対象経費として市が承認した額に、別表第２の１に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 第1号により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象経費として市長が認める範囲は、交付決定の日から補助金交付申請年度の末日までの範囲で要した経費とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第3に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請の方法は、持参又は郵送（書留等配達記録が確認できるものに限る。）とする。

3 補助金の交付の申請については、同一事業者につき同一年度内に一回限りとする。

4 第1項の補助金交付申請書等の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（SBT）認定取得事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

2 補助金を交付しないときの不交付決定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別表第4及び別表第5に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、別表第6に掲げる補助事業の完了日から起算して2か月以内又は補助金交付申請年度の末日（土日祝日の場合には、その前

日)、市長が別に定める日のいずれか早い期日までとする。

(交付指令等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出された書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、様式第8号により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、本市の指定する請求書により、補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の請求書の提出期限は、市長が別に定める日までとする。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(認定の報告)

第12条 補助事業者は、認定の取得を証する書類が届き次第、速やかにその写しを提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第13条 補助事業者は、補助事業を変更(市長が認める軽微な変更を除く。)しようとするときは、高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標(SBT)認定取得事業補助金変更承認申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更後の事業計画書(様式第2号)

(2) 変更後の経費内訳(様式第2号 別紙)

(3) 変更の内容を確認することのできる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 変更を承認するときの通知書の様式は、様式第10号のとおりとする。

3 変更を承認しないときの通知書の様式は、様式第11号のとおりとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標(SBT)認定取得事業補助金廃止(中止)承認申請書(様式第12号)を市長に提出し、その承認を受けな

ればならない。

5 廃止又は中止を承認するときの通知書の様式は、様式第 13 号のとおりとする。

6 廃止又は中止を承認しないときの通知書の様式は、様式第 14 号のとおりとする。

7 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第 14 条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3） この要綱の規定に違反したとき。

（4） 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。

（5） 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。

（6） 補助事業完了後、市長が別に定める日までに中小企業向け S B T 認定の取得に至らなかったとき。

（7） 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業が完了した日（補助事業廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

(検査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせることができる。

2 補助決定者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月10日から施行する。

別表第 1 中小企業の要件（第 2 条関係）

業 種	資本金基準	従業員基準
	資本の額 又は出資の総額	常時使用する従業員
製造業 建設業 運輸業 その他 (ゴム製品製造業除く。)	3 億円以下	3 0 0 人以下
ゴム製品製造業	3 億円以下	9 0 0 人以下
卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
小売業	5 千万円以下	5 0 人以下
サービス業（以下を除く。）	5 千万円以下	1 0 0 人以下
ソフトウェア業又は情報処理 サービス業	3 億円以下	3 0 0 人以下
旅館業	5 千万円以下	2 0 0 人以下

備考 資本金基準又は従業員基準のどちらか一方を満たせば中小企業者とする。

別表第 2 補助率・補助対象経費等（第 5 条関係）

1 補助率

補助率
1 / 2 市が承認した補助対象経費に、2 分の 1 を乗じて得た額を交付額とする。 ただし、算出された額に 1 , 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が 1 0 0 万円を超えた場合は、1 0 0 万円を上限とする。

2 補助対象経費

区分	概要
業務費	外注費、共同実施費、その他必要な経費で市が承認した経費
外注費	当該業務を外部に委託した場合に要した費用

	共同実施費	事業を共同実施する副（共同）実施機関の経費（アドバイザー契約等により、自社への外部人材の派遣や助言等を受ける場合の費用）
	人件費	副実施機関のＳＢＴ認定の取得に向けた直接作業時間に対して支払われる経費
	通信交通費	副実施機関の鉄道、船舶、航空機、車賃、日当、宿泊料等の旅費交通費、郵便や宅配便に要した料金等の通信費用
	印刷製本費	副実施機関の会議用の資料等、本事業の実施に必要な報告書の印刷製本代
認定取得費用		中小企業向けＳＢＴ認定の取得に際し要する申請費用（原則として、令和７年１月７日付、財務省告示第２号による外国貨幣換算率により、１ドルにつき１５０円として算定する。）

備考 補助対象外の経費

- 1 交付決定日から補助金交付申請年度の末日までの期間以外に発生した経費
- 2 本事業に直接関連のない経費
- 3 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 4 本事業の実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- 5 本事業への交付申請手続きに係る経費
- 6 振込手数料

別表第３ 提出書類（第６条関係）

番号	提出書類		申請者	受託者
1	交付申請書	様式第１号	○	
2	事業計画書	様式第２号	○	
	経費内訳	様式第２号 別紙		

3	誓約書	様式第3号	○	
	役員氏名等一覧表	様式第3号 別紙		
4	見積書の写し (経費の内訳や明細が項目ごとに示されたもの)	添付資料1	○	
5	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又はその写し (発行日より3か月以内のもの)	添付資料2	○	○
6	中小企業であることが確認できる書類 (添付資料2で確認できる場合は不要)	添付資料3	△	
7	定款又は規約	添付資料4	○	
8	会社案内又はそれに類するもの	添付資料5	○	○
9	決算報告書	添付資料6	○	
10	本市の市税に係る滞納無証明書又はその写し (発行日より3か月以内のもの)	添付資料7	○	
11	その他市長が必要と認める書類		○	○

備考 外部委託等により事業を行う場合、受託者欄に○が記載されている上記書類も併せて提出するものとする。

別表第4 提出書類(第9条関係)

番号	提出書類		申請者	受託者
1	実績報告書	様式第6号	○	
2	事業実績書	様式第7号	○	
	経費所要額精算調書	様式第7号 別紙		

3	業務委託契約書等の写し (注文書及び注文請書でも可) (収入印紙が貼られ消印されたもの)	添付資料 1	○	
4	経費の明細書及びその根拠資料の写し	添付資料 2	○	
5	領収書の写し (収入印紙が貼られ消印されたもの)	添付資料 3	○	
6	中小企業向け S B T 認定を申請したことが分かる書類の写し	添付資料 4	○	
7	2 0 3 0 年に向けた中小企業向け S B T の認定基準に相当する温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた方向性及び削減計画の内容について記載した報告書	添付資料 5	○	
8	その他市長が必要と認める書類		○	○

備考 外部委託等により事業を行う場合、受託者欄に○が記載されている上記書類も併せて提出するものとする。

別表第 5 提出書類（第 9 条関係）

区分	添付書類
外注費	ア 業務委託契約書等の写し イ 領収書等の写し
共同実施費	ア 契約書等の写し イ 領収書等の写し

別表第 6 事業完了日及び提出書類（第 9 条関係）

事業完了日	事業完了日の確認資料
-------	------------

【外部委託等により事業を行う場合】 受託者より報告書等を受領して検収を行い、業務委託に係る費用の支払いを済ませた日（支払いを証する書類の支払い日、あるいは領収書の発行日）又は中小企業向けＳＢＴ認定の申請日のうちいずれか遅い日	【外部委託等により事業を行う場合】 領収書等の写し及び中小企業向けＳＢＴ認定申請したことが分かる書類の写し
【外部委託等によらず事業を行う場合】 中小企業向けＳＢＴ認定の申請日	【外部委託等によらず事業を行う場合】 中小企業向けＳＢＴ認定申請したことが分かる書類の写し

様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名称
代表者

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定
取得事業補助金交付申請書

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業補助
金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額	円
2 事業の目的	様式第 2 号 事業計画書のとおり
3 補助事業に要する 経費	様式第 2 号別紙 経費内訳、添付資料 1 見積書の写しのとおり
4 補助事業の開始・ 完了予定年月日	開始予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日

(裏)

4 添付書類	番号	提出書類		申請者	受託者
	1	事業計画書	様式第2号	○	
		経費内訳	様式第2号別紙		
	2	誓約書	様式第3号	○	
		役員氏名等一覧表	様式第3号別紙		
	3	見積書の写し (経費の内訳や明細が項目ごとに示されたもの)	添付資料1	○	
	4	登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又はその写し (発行日より3か月以内のもの)	添付資料2	○	○
	5	中小企業であることが確認できる書類 (添付資料2で確認できる場合は不要)	添付資料3	△	
	6	定款又は規約	添付資料4	○	
	7	会社案内又はそれに類するもの	添付資料5	○	○
	8	決算報告書	添付資料6	○	
	9	本市の市税に係る滞納無証明書 又はその写し (発行日より3か月以内のもの)	添付資料7	○	
10	その他市長が必要と認める書類		○	○	
備考 外部委託等により事業を行う場合、受託者欄に○が記載されている上記書類も併せて提出するものとする。					

様式第 2 号（第 6 条関係）

事業計画書

1 申請者等の情報

（1）申請者の情報

法人名			
法人番号			
法人所在地			
主な業務内容 ※100 字程度			
業種			
資本金の額又は 出資の総額	円	従業員数	人
売上高	円（年度）		
事業実施責任者	部署		
	役職		
	氏名		
経理責任者	部署		
	役職		
	氏名		
事務連絡先	区分	☐ 社員 ☐ 事務代行者	
	法人名		
	部署		
	役職		
	氏名		
	勤務先住所	〒	
	電話番号		
	E-mail		
出資者構成	出資者	出資比率 (%)	財務支配力又は経営支配力
			☐ 無 ☐ 有
			☐ 無 ☐ 有
			☐ 無 ☐ 有
			☐ 無 ☐ 有
			☐ 無 ☐ 有

(2) 申請者の高松市内の事業所に関する情報

高松市内の事業所概要 ※100 字程度	
高松市内の従業員数、売上高とその対象年度を御記入ください。	
従業員数	売上高
人 (年度)	円 (年度)

(3) 受託者の情報

法人名			
法人番号			
法人所在地			
主な業務内容			
業種			
資本金の額又は 出資の総額	円	従業員数	人
売上高	円 (年度)		
事業実施責任者	部署		
	役職		
	氏名		
事務連絡先	区分	☐ 社員 ☐ 事務代行者	
	法人名		
	部署		
	役職		
	氏名		
	勤務先住所	〒	
	電話番号		
	E-mail		

備考 申請者・受託者の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又はその写し及び申請者の
滞納無証明書又はその写しを添付してください。（発行日より3か月以内のもの）

2 事業概要

事業所の場所	事業所名		
	施設（建物）の所有者		
	事業所の住所	〒	
主な業務内容			
自社の温室効果ガス排出量の状況 ※該当箇所にチェック	☐ 算定している		
	☐ 算定していない		
	☐ その他 ()		
年間CO2排出量	【算定している場合のみ記入】		
応募理由課題等			
想定する取組内容			
成果のイメージ・活用方法			
事業完了（予定）日	(費用の支払予定日又は中小企業向けS B T認定申請日のいずれか遅い日)	年	月 日
契約期間	年 月 日～ 年 月 日		
事業のスケジュール			
これまでに実施してきた環境関連の取組	【温室効果ガス削減に資するものを中心に記入】		

3 応募条件についての同意

下記「応募条件」を御確認いただき、本事業に応募する場合は以下1～8全てに同意の上、チェックをしてください。	
☐	1 申請者は、市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等であること。
☐	2 申請者は、SBTiの定義する中小企業向けSBT認定の申請要件に該当していること。
☐	3 本事業において、本市に提供された法人情報及び個人情報等については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、本市が使用すること。
☐	4 本事業の補助対象者として法人名が公表されること、及び本事業により得られた成果等について本市ホームページ等へ掲載されることに同意すること。
☐	5 申請者は市税の滞納がないこと。
☐	6 申請者は暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと、暴力団関係者（暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）でないこと。その他不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。）を行う者でないこと。また、法人にあっては、役員のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。 万一、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合は、補助の対象外となること。
☐	7 本事業において、補助事業者は、GHGプロトコルに基づく温室効果ガス排出量の現状把握、2030年に向けた中小企業向けSBTの認定基準に相当する温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた方向性及び削減計画の策定を行うこと。
☐	8 本事業の完了後、中小企業向けSBT認定を取得すること。中小企業向けSBT認定の取得に至らない場合、補助の対象外となること。

様式第 2 号 別紙

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業
経費内訳

補助対象経費支出予定額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳					
		項目	単価		数量		
業務費 外注費	円			×		=	
共同実施費計	円						
（人件費）	円			×		=	
（通信交通費）	円			×		=	
（印刷製本費）	円			×		=	
認定取得費用	円	（ドル金額 を右側セル に記載）		×	150	=	
補助対象経費計	円						
補助金交付申請額	円						

- 注 1 本内訳に、見積書又は計算書等の写しを添付してください。
 2 金額は原則として消費税抜きの金額で記入してください。
 3 経費については、見積書又は計算書等と同一額を記入してください。

様式第 3 号（第 3 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

誓 約 書

申請者は、高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業補助金交付要綱第 3 条第 3 号のいずれにも該当せず、将来にわたっても該当しない者であることをここに誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

なお、必要な場合には、下記の事項について香川県警察本部に照会することについて承諾します。

所在地

名 称

代表者

役員氏名等一覽表

年 月 日 現在

[illegible]

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定
取得事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、高松市中小企業向け温室効果
ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業補助金の交付については、次のとお
り決定したので、高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認
定取得事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

- 1 交付年度 年度
- 2 補助金の名称 高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）
認定取得事業補助金
- 3 補助金の交付予定額 円
- 4 交付条件
 - （1） この補助金は、高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - （2） 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - （3） 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第 6 号）を提出しなければなりません。
 - （4） 補助事業者及びその受託者は、市長が補助金の交付義務の適正かつ円滑な運営を図るために、報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければなりません。
 - （5） 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - （6） 高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第 5 号（第 8 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定
取得事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、高松市中小企業向け温室効果
ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業補助金の交付については、下記の
とおり不交付とします。

記

不交付の理由

様式第 6 号（第 9 条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代 表 者

実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定の通知のあった補助事業について、高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

補 助 金 の 額	円
補 助 事 業 の 実 施 状 況	様式第 7 号 事業実績書のとおり
補助金の経費 収 支 実 績	様式第 7 号別紙 経費所要額精算調書のとおり

(裏)

添 付 書 類	(1) 業務委託契約書等の写し ※注文書及び注文請書でも可 ※収入印紙が貼られ消印されたもの (2) 経費の明細書及びその根拠資料の写し (3) 領収書の写し ※収入印紙が貼られ消印されたもの (4) 中小企業向け S B T 認定を申請したことが分かる書類の写し (5) 2030年に向けた中小企業向け S B T の認定基準に相当する温室効果ガス削減目標の設定、削減目標達成に向けた方向性及び削減計画の内容について記載した報告書 (6) その他市長が必要と認める書類
---------	--

様式第 7 号（第 9 条関係）

事業実績書

1 申請者等の情報

（様式第 2 号からの変更がある場合記載。変更箇所以外は記載不要。）

（1）申請者の情報（様式第 2 号からの変更箇所 有□ 無□）

法人名			
法人番号			
法人所在地			
主な業務内容 ※100 字程度			
業種			
資本金の額又は 出資の総額	円	従業員数	人
売上高	円（年度）		
事業実施責任者	部署		
	役職		
	氏名		
経理責任者	部署		
	役職		
	氏名		
事務連絡先	区分	☐ 社員 ☐ 事務代行者	
	法人名		
	部署		
	役職		
	氏名		
	勤務先住所	〒	
	電話番号		
	E-mail		
出資者構成	出資者	出資比率 (%)	財務支配力又は経営支配力
			☐ 無 ☐ 有
			☐ 無 ☐ 有
			☐ 無 ☐ 有
			☐ 無 ☐ 有

(2) 申請者の高松市内の事業所に関する情報(様式第2号からの変更箇所 有☐ 無☐)

高松市内の事業所概要 ※100字程度	
高松市内の従業員数、売上高とその対象年度を御記入ください。	
従業員数	売上高
人 (年度)	円 (年度)

(3) 受託者の情報(様式第2号からの変更箇所 有☐ 無☐)

法人名			
法人番号			
法人所在地			
主な業務内容			
業種			
資本金の額又は 出資の総額	円	従業員数	人
売上高	円 (年度)		
事業実施責任者	部署		
	役職		
	氏名		
事務連絡先	区分	☐ 社員 ☐ 事務代行者	
	法人名		
	部署		
	役職		
	氏名		
	勤務先住所	〒	
	電話番号		
	E-mail		

2 事業概要

事業所の場所	事業所名			
	施設（建物）の所有者			
	事業所の住所	〒		
主な業務内容				
年間 CO2 排出量				
事業実施内容				
成果の活用方法				
事業完了日	(費用の支払予定日又は中小企業向け S B T 認定申請日のいずれか遅い日)		年	月 日
事業のスケジュール（実績）				

3 2030年までの温室効果ガス排出削減に向けた取組内容

削減取組内容

様式第 7 号 別紙

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業
経費所要額精算調書

補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳					
		項目	単価		数量		
業務費 外注費	円			×		=	
共同実施費計	円						
（人件費）	円			×		=	
（通信交通費）	円			×		=	
（印刷製本費）	円			×		=	
認定取得費用	円	（ドル金額 を右側セル に記載）		×	150	=	
補助対象経費計	円						
補助金交付申請額	円						

- 注 1 本内訳に、経費の明細書及びその根拠資料の写し（項目は事業開始時の見積書に合わせる）等を添付してください。
- 2 金額は原則として消費税抜きの金額で記入してください。
- 3 経費については、経費の明細書及びその根拠資料の写しと同一額を記入してください。

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業向け温室効果
ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業について、次のとおり条件を付け
て補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業補助金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業補助金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金を返還しなければなりません。

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地

名 称

代 表 者

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定
取得事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定を受けた
高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業の計画
を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 補助変更申請額

2 計画変更の理由

3 変更の内容

備考

- 1の金額欄の上部に括弧書きで当初交付決定額を記載してください。
- 変更の内容については、事業計画書（様式第2号）に変更後の内容を記載し、本変更承認申請書に添付してください。
なお、変更部分は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入してください。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定
取得事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業向け温室効果
ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業の変更については、下記のとおり承
認します。

記

1 補助金額 変更後の補助金の交付予定額 円

2 交付条件

- （1） この補助金変更の対象となる補助事業の内容は、 年 月 日付
けで申請のあった高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B
T）認定取得事業補助金変更承認申請書に記載のとおりとします。
- （2） この補助金の変更交付決定に伴う補助金は、実績報告書に基づき交付
すべき補助金の額を確定した後に精算交付します。
- （3） その他の交付条件については、 年 月 日付け高 第
号の通知書のとおりとします。

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定
取得事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業向け温室効果
ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業の変更については、下記の理由に
より承認しないこととしたので通知します。

記

承認しない理由

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所 在 地

名 称

代 表 者

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定
取得事業補助金廃止（中止）承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付決定を受けた
高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業を次の
とおり廃止（中止）したいので、承認されるよう申請します。

廃止（中止）の理由

様式第 1 3 号（第 1 3 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定
取得事業補助金廃止（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業向け温室効果
ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業の廃止（中止）については、下記の
とおり承認することとし、交付の決定を取り消したので通知します。

記

廃止（中止）の年月日 年 月 日

様式第 1 4 号（第 1 3 条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市中小企業向け温室効果ガス排出削減目標（S B T）認定
取得事業補助金廃止（中止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市中小企業向け温室効果
ガス排出削減目標（S B T）認定取得事業の廃止（中止）については、下記の
理由により承認しないこととしたので通知します。

記

承認しない理由